



# 宮崎県公報

平成25年7月11日(木曜日) 第2504号

発行 宮崎県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日

購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

頁

### 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 ..... (障害福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 ( " ) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件)  
..... (自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明  
について (3件) ..... ( " ) 2
- 林業種苗生産事業者の登録 ..... (森林經營課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 ..... (砂防課) 3
- 都市計画事業の変更の認可 ..... (都市計画課) 3
- 指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務  
所の名称及び所在地の変更について ..... (建築住宅課) 3

### 告 示

#### 宮崎県告示第414号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 医師の氏名 | 従事する医療機関     |      | 診療科目  | 指定年月日     |
|-------|--------------|------|-------|-----------|
|       | 名称           | 所在地  |       |           |
| 崔 林 承 | 五ヶ瀬町国民健康保険病院 | 五ヶ瀬町 | 外科    | 平成25年7月1日 |
| 國枝 良行 | 医療法人浩洋会田中病院  | 門川町  | 外科・内科 | 平成25年7月1日 |
| 永井 琢哉 | 県立延岡病院       | 延岡市  | 整形外科  | 平成25年7月1日 |
| 井原 裕二 | 日南市立中部病院     | 日南市  | 内科    | 平成25年7月1日 |

#### 宮崎県告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(

○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出 ..... (会計課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出 ..... (商工政策課) 4
  - 土地改良区の役員の就任の届出 ..... (農村整備課) 4
  - 土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) ..... ( " ) 4
  - 土地改良区の役員の退任の届出 ..... ( " ) 6
  - 土地改良区の定款変更の認可 (4件) ..... ( " ) 6
  - 県営土地改良事業計画の策定 ..... ( " ) 6
  - 開発行為に関する工事の完了 ..... (建築住宅課) 6
  - 入札公告 (2件) ..... 7
- 病院局公告
- 入札公告 (3件) ..... 8
- 収用委員会告示
- 収用及び使用の裁決手続の開始決定 ..... 11

平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称         | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指 定 年月日   |
|-------------|-----|-----------|-----------|
| 訪問看護ステーション翔 | 宮崎市 | 訪問看護      | 平成25年7月1日 |

#### 宮崎県告示第416号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 小林市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期以上とのものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸島農林振興局並びに小林市役所に備え置い

## 宮崎県公報

て縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第417号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 えびの市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

えびの市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第418号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年農林水産省告示第1329号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

延岡市役所

阿部幸松、伊東長六、岡田秋三、河野卯平、河野治満、橋井幸次郎、玉田仁太郎、窪田浅五郎、工藤利吉、甲斐実弥、高平鹿松、山本伊次郎、児島兼蔵、児島代吉、児島百太郎、児波一郎、芝村善太郎、酒井繁三郎、小野忠雄、松下松一郎、松田政則、松本リサエ、森孫一、水木松吉、成川末松、太田尾幸平、太田尾與平、滝口與三吉、中森善市、中田佐平、中田鹿次郎、猪股ミヨ子、猪股九一郎、猪股力三、田中榎平、渡部シズエ、土佐田勝治、内田倉吉、内田代太郎、波越松治、梅田一夫、堀田捨松、木原清市、兒玉榮太郎、児島代吉、児島百太郎、児波一郎、濱田五郎平、高須留治、高平辰次郎

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1329号によること。

## 宮崎県告示第419号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年農林水産省告示第1750号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

小林市役所

横山睦宏、吉永昭子、吉盛明、吉盛力、黒木修、黒木重義、前田重治、林ツヤ子

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1750号によること。

## 宮崎県告示第420号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年農林水産省告示第1330号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

三股町役場

鈴木重孝

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1330号によること。

## 宮崎県告示第421号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 登録番号 | 生産事業者の氏名<br>又は名称及び住所                 | 生産事業の内容   |                  | 事業所の名称<br>及び所在地                      |
|------|--------------------------------------|-----------|------------------|--------------------------------------|
|      |                                      | 種穂        | 苗木               |                                      |
| 1295 | 黒木 武正<br>東臼杵郡美郷町西<br>郷区田代8284番地<br>3 | 採取        | 幼苗の育成            | 黒木 武正<br>東臼杵郡美郷町西<br>郷区田代8284番地<br>3 |
| 1296 | 杉山 國顯<br>延岡市片田町2843<br>番地5           | 採取<br>・精選 | 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成 | 杉山 國顯<br>延岡市片田町2843<br>番地5           |

## 宮崎県公報

平成25年7月11日(木曜日) 第2504号

## 宮崎県告示第422号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 緑迦尾ヶ野第2地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

| 標柱番号 | 標柱の存する土地             |
|------|----------------------|
| 1    | 日南市大字星倉字釣迦尾ヶ野原5738-1 |
| 2    | " " " 5751-2         |
| 3    | " " " 5751-2         |
| 4    | " " 字東村5950          |
| 5    | " " " 5955-1         |
| 6    | " " " 5955-2         |
| 7    | " " 字市ヶ迫5968         |
| 8    | " " " 5973-3         |
| 9    | " " " 5973-2         |
| 10   | " " " 5983           |
| 11   | " " " 5993-3         |
| 12   | " " " 5993-7         |
| 13   | " " " 5999-1         |

## 宮崎県告示第423号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成24年宮崎県告示第657号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 施工者の名称

宮崎市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

宮崎広域都市計画下水道事業 宮崎公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和42年8月22日から平成30年3月31日まで

## 4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

## 宮崎県告示第424号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 届出者の名称

株式会社建築構造センター

## 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

| 名 称                | 所 在 地                               |
|--------------------|-------------------------------------|
| 株式会社建築構造センター本社     | 東京都新宿区新宿2丁目1番2号 白鳥ビル2階              |
| 株式会社建築構造センター東北事務所  | 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ4階 |
| 株式会社建築構造センター福島事務所  | 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室          |
| 株式会社建築構造センター埼玉事務所  | 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 |
| 株式会社建築構造センター神奈川事務所 | 神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番39号 日総第5ビル3階       |
| 株式会社建築構造センター愛知事務所  | 愛知県名古屋市中区錦1丁目17番13号 名興中駒ビル9階        |
| 株式会社建築構造センター山陰事務所  | 島根県松江市中原町6番地                        |
| 株式会社建築構造センター広島事務所  | 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうざんビル704-2号室   |
| 株式会社建築構造センター愛媛事務所  | 愛媛県松山市三番町7丁目13番地13 ミツネビルディング604号室   |
| 株式会社建築構造センター佐賀事務所  | 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 カーニープレイス佐賀 704号室 |
| 株式会社建築構造センター長崎事務所  | 長崎県長崎市万才町6番33号 高木ビル501号             |
| 株式会社建築構造センター宮崎事務所  | 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階            |
| 株式会社建築構造センター南九州事務所 | 鹿児島県鹿児島市中央町9番10号 創夢第一ビル4階           |
| 株式会社建築構造センター沖縄事務所  | 沖縄県浦添市字城間3019番地 座波建設ビル308号室         |

## 3 変更しようとする年月日

平成25年7月9日

## 宮崎県告示第425号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11

## 宮崎県公報

条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 変更前                    |                | 変更後                    |                  | 変更年月日     |
|------------------------|----------------|------------------------|------------------|-----------|
| 売りさばきをする場所             | 売りさばき人の名称      | 売りさばきをする場所             | 売りさばき人の名称        |           |
| 宮崎市旭町1丁目8番28号 宮崎県警察本部内 | 財団法人宮崎県警察職員互助会 | 宮崎市旭町1丁目8番28号 宮崎県警察本部内 | 一般財団法人宮崎県警察職員互助会 | 平成25年4月1日 |

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグコスモス塩浜店  
延岡市塩浜町三丁目1730番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年3月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,002m<sup>2</sup>
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側及び東側 74台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側(駐輪場No.1) 10台  
建物敷地北側(駐輪場No.2) 10台  
合計 20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物東側 50m<sup>2</sup>
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内南側 12.26m<sup>2</sup>
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

- 8 届出年月日

平成25年7月1日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成25年7月11日から平成25年11月11日まで

- 10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

- (2) 期間

平成25年7月11日から平成25年11月11日まで

- 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、勝岡土地改良区(三股町)の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所             |
|----|------|----------------|
| 理事 | 立山謙  | 三股町大字餅原 957番地2 |
| 理事 | 黒坂勉  | 三股町大字蓼池 347番地6 |
| 理事 | 田中昭夫 | 三股町大字蓼池1475番地  |

(任期: 平成27年6月11日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、岩戸原土地改良区(木城町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

## 宮崎県公報

平成25年7月11日(木曜日) 第2504号

| 役名     | 氏名    | 住所             |
|--------|-------|----------------|
| 理事長    | 重永斗志夫 | 木城町大字高城2828番地  |
| 副理事長   | 久保田博文 | 木城町大字高城4616番地  |
| 会計担当理事 | 永友吉敬  | 木城町大字高城 558番地1 |
| 庶務担当理事 | 上田 隆  | 木城町大字高城2775番地  |
| 理事     | 黒木安則  | 木城町大字高城1183番地1 |
| 理事     | 池田将直  | 木城町大字高城4415番地1 |
| 理事     | 郡節雄   | 木城町大字高城3916番地イ |
| 理事     | 三谷勝   | 木城町大字高城3854番地2 |
| 総括監事   | 堀口眞彦  | 木城町大字高城2784番地2 |
| 監事     | 後藤和実  | 木城町大字椎木5113番地4 |

(任期: 平成29年3月31日まで)

## 2 退任した役員

| 役名     | 氏名    | 住所             |
|--------|-------|----------------|
| 理事長    | 重永斗志夫 | 木城町大字高城2828番地  |
| 副理事長   | 池田将直  | 木城町大字高城4415番地1 |
| 会計担当理事 | 永友吉敬  | 木城町大字高城 558番地1 |
| 庶務担当理事 | 木村靖彦  | 木城町大字高城1268番地2 |
| 理事     | 黒木安則  | 木城町大字高城1183番地1 |
| 理事     | 堀田計一  | 木城町大字高城3822番地3 |
| 理事     | 久保田博文 | 木城町大字高城4616番地  |
| 理事     | 上田 隆  | 木城町大字高城2775番地  |
| 総括監事   | 堀口眞彦  | 木城町大字高城2784番地2 |
| 監事     | 後藤和実  | 木城町大字椎木5113番地4 |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により

、師々目土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所             |
|----|------|----------------|
| 理事 | 相葉雄三 | 都城市下長飯町4792番地  |
| 理事 | 坂元正夫 | 都城市大岩田5726番地   |
| 理事 | 畠中健一 | 都城市下長飯町1508番地  |
| 理事 | 相葉厚幸 | 都城市下長飯町 789番地  |
| 理事 | 内村充  | 都城市下長飯町1753番地  |
| 理事 | 安樂正見 | 都城市下長飯町 720番地  |
| 理事 | 吉川隆司 | 都城市早鈴町1925番地2  |
| 監事 | 相葉一夫 | 都城市下長飯町 785番地1 |
| 監事 | 久保勝徳 | 都城市下長飯町1787番地  |

(任期: 平成29年4月5日まで)

## 2 退任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所             |
|----|------|----------------|
| 理事 | 相葉雄三 | 都城市下長飯町4792番地  |
| 理事 | 坂元正夫 | 都城市大岩田5726番地   |
| 理事 | 畠中初男 | 都城市下長飯町1508番地  |
| 理事 | 畠中信子 | 都城市下長飯町 790番地  |
| 理事 | 和泉龍弘 | 都城市下長飯町1847番地1 |
| 理事 | 甫木芳宏 | 都城市下長飯町 739番地1 |
| 理事 | 米森克己 | 都城市上長飯町12街区28号 |
| 監事 | 相葉一夫 | 都城市下長飯町 785番地1 |
| 監事 | 久保勝徳 | 都城市下長飯町1787番地  |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上津留土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年7月11日

## 宮崎県公報

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

| 役名  | 氏名    | 住所             |
|-----|-------|----------------|
| 理事長 | 大磯正治  | 日南市大字酒谷乙6741-1 |
| 理事  | 肥田木哲郎 | 日南市大字酒谷乙7352-1 |
| 理事  | 四本克彦  | 日南市大字酒谷乙7181-2 |
| 理事  | 田中武士  | 日南市大字酒谷乙7238   |
| 理事  | 日高茂信  | 日南市大字酒谷乙6729-1 |
| 監事  | 中村武美  | 日南市大字酒谷乙7195-2 |
| 監事  | 川越康彦  | 日南市大字酒谷乙8907   |
| 監事  | 山本陽一  | 日南市大字酒谷乙7362-1 |

(任期: 平成29年5月14日まで)

## 2 退任した役員

| 役名  | 氏名    | 住所             |
|-----|-------|----------------|
| 理事長 | 田中貞夫  | 日南市大字酒谷乙7405-1 |
| 理事  | 谷口洋   | 日南市大字酒谷乙8887-1 |
| 理事  | 田中覚   | 日南市大字酒谷乙7668   |
| 理事  | 肥田木哲郎 | 日南市大字酒谷乙7352-1 |
| 理事  | 大磯正治  | 日南市大字酒谷乙6741-1 |
| 監事  | 四本克彦  | 日南市大字酒谷乙7181-2 |
| 監事  | 田中武士  | 日南市大字酒谷乙7238   |
| 監事  | 田中昭   | 日南市大字酒谷乙7356-3 |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、一つ瀬川土地改良区(西都市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 退任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所             |
|----|------|----------------|
| 監事 | 仲武正憲 | 高鍋町大字南高鍋8670番地 |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日向土地改良区(高千穂町)から平成25年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、清武町土地改良区(宮崎市)から平成25年4月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村角土地改良区(宮崎市)から平成25年5月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三田井土地改良区(高千穂町)から平成25年5月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、割付地区県営土地改良事業(都城市、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成25年7月11日から平成25年8月9日まで

## 3 縦覧場所

都城市役所農政部農村整備課内

都城市役所高崎総合支所高崎産業振興課内

## 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成25年7月11日

# 宮崎県公報

平成25年7月11日(木曜日) 第2504号

| 宮崎県知事 河野俊嗣   |              |
|--|--------------|
| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称   | 開発許可を受けた者の名称 |
| 児湯郡都農町大字川北字道籠5117番の一部、5118番、5119番の一部、5125番2の一部、5135番1の一部、5137番の一部、5138番の一部、5140番1  | 都農町          |
| <b>入札公告</b>  |              |
| 一般競争入札を次のとおり実施する。  |              |
| 平成25年7月11日   |              |
| 宮崎県知事 河野俊嗣   |              |
| 1 競争入札に付する事項   |              |
| (1) 調達件名 宮崎県庁本庁舎(本館(附属棟を含む。)及び1号館)で使用する電気  |              |
| (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。  |              |
| (3) 供給期間 平成25年10月1日午前0時から平成26年9月30日午後12時まで   |              |
| (4) 供給場所 宮崎県庁本庁舎(本館(附属棟を含む。)及び1号館)   |              |
| (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |              |
| 2 契約に係る特約事項  |              |
| (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。<br>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合<br>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合     |              |
| (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。   |              |
| 3 競争入札に参加する者に必要な資格   |              |
| この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  |              |
| (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。  |              |
| (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。   |              |
| 4 契約条項を示す場所及び期間  |              |
| (1) 場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7002   |              |
| (2) 期間 平成25年7月11日から平成25年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)   |              |
| 5 入札説明書の交付場所及び交付期間   |              |
| (1) 場所 宮崎県土整備部營繕課電気設備担当  |              |
| (2) 期間 平成25年7月11日から平成25年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)   |              |
| 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法  |              |
| (1) 提出場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7002   |              |
| (2) 提出期限 平成25年8月22日午後5時  |              |
| (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。   |              |
| 7 開札の場所及び日時  |              |
| (1) 場所 宮崎県庁附属棟3階 305号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号  |              |
| (2) 日時 平成25年8月23日午前9時  |              |
| 8 入札保証金  |              |
| 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。  |              |
| 9 入札の無効に関する事項  |              |
| 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。  |              |
| 10 落札者の決定の方法   |              |
| 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。  |              |
| 11 契約に関する事務を担当する部局等  |              |
| 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号<br>郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7002   |              |
| 12 契約の手続において使用する言語及び通貨   |              |
| 日本語及び日本国通貨   |              |
| 13 その他   |              |
| (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。   |              |
| (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  |              |
| (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。   |              |
| 14 Summary   |              |
| (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government's Main Building   |              |
| (2) Time limit for tender : 5:00p.m. 22 August, 2013   |              |
| (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural government 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City 880-8501 Japan, TEL : 0985-26-7002                         |              |
| <b>入札公告</b>  |              |
| 一般競争入札を次のとおり実施する。  |              |
| 平成25年7月11日   |              |
| 宮崎県知事 河野俊嗣   |              |
| 1 競争入札に付する事項   |              |
| (1) 調達件名 宮崎県警察本部庁舎(附属棟を含む。)で使用す  |              |

## 宮崎県公報

る電気

- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成25年10月1日前0時から平成26年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県警察本部庁舎(附属棟を含む。)
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7002
- (2) 期間 平成25年7月11日から平成25年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7199
- (2) 期間 平成25年7月11日から平成25年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部会計課用度係
- (2) 提出期限 平成25年8月22日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。

## 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部 703会議室
- (2) 日時 平成25年8月23日午前10時

## 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入れを行った者を落札者とする。

## 11 契約に関する事務を担当する部局等

郵便番号 880-8509 宮崎市旭1丁目8番28号

宮崎県警察本部会計課 電話番号(代) 0985-31-0110

## 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

## 14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.

(2) Time limit for tender: 5:00p.m. 22 August, 2013

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509, Japan.

TEL:0985-31-0110

## 病院局公告

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年7月11日

宮崎県立宮崎病院長 豊田清一

## 1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名 宮崎県立宮崎病院で使用する電気

(2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間 平成25年10月1日前0時から平成26年9月30日午後12時まで

(4) 供給場所 宮崎県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号

(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

# 宮崎県公報

平成25年7月11日(木曜日) 第2504号

|  |  |
|--|--|
| <p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合<br/>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合<br/>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格<br/>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。<br/>(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。<br/>(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間<br/>(1) 場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号</p> | <p>合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary<br/>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital<br/>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 22 August, 2013<br/>(3) Contact point for the notice: Equipments Section General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitakamatsuchou, Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL:0985 (24) 4181</p> <p><b>入札公告</b><br/>一般競争入札を次のとおり実施する。<br/>平成25年7月11日<br/>宮崎県立延岡病院長 楠元志都生</p> <p>1 競争入札に付する事項<br/>(1) 調達件名 宮崎県立延岡病院で使用する電気<br/>(2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。<br/>(3) 供給期間 平成25年10月1日午前0時から平成26年9月30日午後12時まで<br/>(4) 供給場所 宮崎県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10<br/>(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項<br/>(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。<br/>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合<br/>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合<br/>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格<br/>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。<br/>(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。<br/>(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間<br/>(1) 場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号</p> |
|--|--|

## 宮崎県公報

|  |  |
|--|--|
| 番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002   | (2) 期間 平成25年7月11日から平成25年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) |
| <b>5 入札説明書の交付場所及び交付期間</b>  |  |
| (1) 場所 宮崎県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7199  | (2) 期間 平成25年7月11日から平成25年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) |
| <b>6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</b>   |  |
| (1) 提出場所 宮崎県立延岡病院総務課整備担当   | (2) 提出期限 平成25年8月22日午後5時                          |
| (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。   |  |
| <b>7 開札の場所及び日時</b>   |  |
| (1) 場所 宮崎県立延岡病院2階会議室 延岡市新小路2丁目1番地10  | (2) 日時 平成25年8月23日午前11時                           |
| <b>8 入札保証金</b>   |  |
| 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。  |  |
| <b>9 入札の無効に関する事項</b>   |  |
| 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。   |  |
| <b>10 落札者の決定の方法</b>  |  |
| 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。  |  |
| <b>11 契約に関する事務を担当する部局等</b>   |  |
| 宮崎県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181  |  |
| <b>12 契約の手続において使用する言語及び通貨</b>  |  |
| 日本語及び日本国通貨   |  |
| <b>13 その他</b>  |  |
| (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。   |  |
| (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  |  |
| (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。   |  |
| <b>14 Summary</b>  |  |
| (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital   |  |
| (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 22.August, 2013  |  |
| (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan.<br>TEL:0982 (32) 6181 |  |

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年7月11日

宮崎県立日南病院長 鬼塚敏男

**1 競争入札に付する事項**

(1) 調達件名 宮崎県立日南病院で使用する電気

|  |
|--|
| (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。  |
| (3) 供給期間 平成25年10月1日前午0時から平成26年9月30日午後12時まで   |
| (4) 供給場所 宮崎県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号   |
| (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| <b>2 契約に係る特約事項</b>   |
| (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。<br>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合<br>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合     |
| (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。   |
| <b>3 競争入札に参加する者に必要な資格</b>  |
| この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  |
| (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。  |
| (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。   |
| <b>4 契約条項を示す場所及び期間</b>   |
| (1) 場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002   |
| (2) 期間 平成25年7月11日から平成25年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)   |
| <b>5 入札説明書の交付場所及び交付期間</b>  |
| (1) 場所 宮崎県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7199  |
| (2) 期間 平成25年7月11日から平成25年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)   |
| <b>6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</b>   |
| (1) 提出場所 宮崎県立日南病院総務課整備担当   |
| (2) 提出期限 平成25年8月22日午後5時  |
| (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。   |
| <b>7 開札の場所及び日時</b>   |
| (1) 場所 宮崎県立日南病院第2会議室 日南市木山1丁目9番5号  |
| (2) 日時 平成25年8月23日午前10時   |

# 宮崎県公報

平成25年7月11日(木曜日) 第2504号

|                        |   |  |  |  |  |  |
|------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 8 入札保証金                | 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。   |  |  |  |  | tricity to be used in Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital.  |
| 9 入札の無効に関する事項          | 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。  |  |  |  |  | (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 22 August, 2013  |
| 10 落札者の決定の方法           | 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。   |  |  |  |  | (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan TEL 0987 (23) 3111 |
| 11 契約に関する事務を担当する部局等    | 宮崎県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111   |  |  |  |  |  |
| 12 契約の手続において使用する言語及び通貨 | 日本語及び日本国通貨  |  |  |  |  |  |
| 13 その他                 | (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。<br>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。<br>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。 |  |  |  |  | 宮崎県収用委員会告示   |
| 14 Summary             | (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Elec-  |  |  |  |  | 宮崎県収用委員会告示第1号  |

## 宮崎県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成25年7月11日

宮崎県収用委員会

- 1 起業者の名称  
宮崎県
- 2 事業の種類  
一般国道327号改築工事(古園バイパス・宮崎県東臼杵郡諸塙村大字七ツ山字飛松地内から同村大字七ツ山字岸原地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
所在 宮崎県東臼杵郡諸塙村大字七ツ山

| 字及び地番                              | 地 目             |    | 地 積 (m <sup>2</sup> ) |    | 収用の裁決手続開始を決定する面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用の裁決手続開始を決定する面積 (m <sup>2</sup> ) | 摘要                    |
|------------------------------------|-----------------|----|-----------------------|----|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------|
|                                    | 公簿              | 現況 | 公簿                    | 実測 |                                    |                                    |                       |
| 筆界不明                               | 字飛松<br>118番2    | 山林 | 字飛松<br>118番2          | —  | 158.81                             | 132.67                             | 収用しようとする部分は実測平面図の①の部分 |
| ただし<br>公園上の<br>字及び地番               | 山林<br>又は<br>字岸原 |    | 2,193<br>又は<br>字岸原    |    |                                    |                                    | 使用しようとする部分は実測平面図の②の部分 |
| 字飛松<br>118番2<br>又は<br>字岸原<br>126番2 | 126番2<br>山林     |    | 126番2<br>1,979        |    |                                    |                                    |                       |

(備考) 実測平面図略

## 4 土地の使用方法及び期間

所在 宮崎県東臼杵郡諸塙村大字七ツ山

| 字及び地番                              | 使用の方法                             | 目 的                                     | 使用しようとする土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用の期間      |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|---------------------------------|------------|
| 筆界不明                               | 床堀りのための地表部の一時使用、仮設足場設置のための空間の一時使用 | 軽量盛土工法及び気泡混合軽量盛土工法による床堀り、軽量盛土工法部の仮設足場設置 | 132.67                          | 明渡の日から9ヶ月間 |
| ただし<br>公園上の<br>字及び地番               |                                   |   |                                 |            |
| 字飛松<br>118番2<br>又は<br>字岸原<br>126番2 |                                   |   |                                 |            |